

正しい法制度の理解と対策で会社と従業員を守る

パワハラ防止法とカスハラ対策

改正労働施策総合推進法を正しく理解し、カスハラ防止に組織で取り組むために

近年、業種・事業者規模に関係なく増加する「カスタマーハラスメント(カスハラ)」は、対応を誤ると従業員のメンタル不調や離職者の増加などを引き起こし、企業の経営を揺るがすことにつながります。会社とそこに働く従業員を守るため、組織的かつ毅然とした対応が必要です。そのためにはカスハラの内容・事例をよく理解し、対応ルールを確立させ、社長をはじめ従業員・パート等にまで広く周知することが望まれます。

本セミナーでは、その根拠となる改正労働施策総合推進法【通称：パワハラ防止法】の正しい理解と、トラブルの早期解決や未然防止等、従業員が働きやすい職場づくりに向けた、組織的な対策について分かりやすく解説します。

2025 年

11 月 17 日(月)

14:00~16:00

主な講座内容

- ・改正労働施策総合推進法【通称：パワハラ防止法】とカスハラ
- ・カスハラとは～カスハラとクレームの違い～
- ・場合によっては従業員・パート等から訴えが!?
カスハラが企業やお店・従業員等に与える
影響と対策の必要性を改めて考える
- ・カスタマーハラスメント対策の具体的取組み
 - ①基本的枠組み
 - ②従業員への周知・啓発
 - ③相談対応体制の整備
 - ④対応手順の策定
 - ⑤その他予防・解決のために取り組むべきこと

〈講師プロフィール〉

くらなか かずひろ

蔵中 一浩 氏



- ・横浜リンケージ社労士事務所代表
- ・特定社会保険労務士

昭和58年東京外語大卒業後、(株)横浜銀行入行。主に融資審査の他、債権管理回収業務に従事し、支店と本部にて数多くの中小企業との相談、折衝に当たる。平成25年独立し横浜市内に社会保険労務士事務所を開設。社労士の枠にとらわれず、30年におよぶ銀行員としての豊富な経験を中小企業経営のために活用すべく現在活動中。セミナーも商工会議所、法人会等で積極的に開催している。またハラスメント防止コンサルタント、年金アドバイザー2級の資格を持つ。



◆会 場 千葉商工会議所 12 階 研修室

(千葉市中央区中央2-5-1 千葉中央ツインビル2号館)

◆受講料 無料 (会員・非会員 問わず)

◆対 象 中小・小規模事業者

◆定 員 30名 (定員になり次第締切)

◆主 催 千葉商工会議所

<お申し込み方法>

下記お申込書に必要事項をご記入の上、FAXかQRコードにてお申込み下さい。

11/17(月)開催 『パワハラ防止法とカスハラ対策』 受講申込書

千葉商工会議所 行 ⇒ FAX:043-227-4107

(申込日: 年 月 日)

事業所名		TEL	
所在地		e-mail	@
受講者名			

※ご記入いただいた情報は本セミナーに関する運営のみに利用し、取扱いにつきましては個人情報保護法に則り、厳重に管理します。